一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　池口川
二　砂防法第二条の土地の表示
　長野県下伊那郡南信濃村大字和田字池口一七八〇番地内三等三角点池口を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を昭和五十七年建設省告示第二千八十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十七年建設省告示第二千六百八十号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から一九度三二分二九秒	
一七三九・八一九メートルの地点	一号
標柱一号から六八度五三分五四秒	
一一四・二三七メートルの地点	二号
標柱二号から一一五度〇〇分〇三秒	
一二一・四六三メートルの地点	三号
標柱三号から七七度三三分三三秒	
七三・七三三メートルの地点	四号
標柱四号から一三度一六分一〇秒	
七七・〇二九メートルの地点	五号
標柱五号から六二度五二分五一秒	
一七三・七二二メートルの地点	六号
標柱六号から九九度四八分一〇秒	
九一・九一六メートルの地点	七号
標柱七号から一三八度五六分五五秒	
七九・四七三メートルの地点	八号
標柱八号から二三三度五一分二一秒	
一二八・三六九メートルの地点	九号
標柱九号から二七七度一五分〇六秒	
九六・六八七メートルの地点	十号
標柱十号から二一三度二三分五一秒	
一〇三・五〇七メートルの地点	十一号
標柱十一号から二四八度五五分〇二秒	
一三七・八四〇メートルの地点	十二号
標柱十二号から二九四度三六分二五秒	
一〇二・五六二メートルの地点	十三号
標柱十三号から二一九度三七分二五秒	
八一・八八二メートルの地点	十四号
標柱十四号から二四八度三六分四六秒	
八四・八五六メートルの地点	十五号
標柱十五号から二九五度二八分一一秒	
八八・〇六三メートルの地点	十六号
標柱十六号から三二三度五九分三三秒	
六四・〇〇八メートルの地点	十七号

○国土交通省告示第四百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　池口川
　長野県下伊那郡南信濃村大字和田字池口一七八〇番地内三等三角点池口を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を昭和五十七年建設省告示第二千八十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一九度三二分二九秒	
一七三九・八一九メートルの地点	一号
標柱一号から六八度五三分五四秒	
一一四・二三七メートルの地点	二号
標柱二号から一一五度〇〇分〇三秒	
一二一・四六三メートルの地点	三号
標柱三号から七七度三三分三三秒	
七三・七三三メートルの地点	四号
標柱四号から一三度一六分一〇秒	
七七・〇二九メートルの地点	五号
標柱五号から六二度五二分五一秒	
一七三・七二二メートルの地点	六号
標柱六号から九九度四八分一〇秒	
九一・九一六メートルの地点	七号
標柱七号から一三八度五六分五五秒	
七九・四七三メートルの地点	八号
標柱八号から二三三度五一分二一秒	
一二八・三六九メートルの地点	九号
標柱九号から二七七度一五分〇六秒	
九六・六八七メートルの地点	十号
標柱十号から二一三度二三分五一秒	
一〇三・五〇七メートルの地点	十一号
標柱十一号から二四八度五五分〇二秒	
一三七・八四〇メートルの地点	十二号
標柱十二号から二九四度三六分二五秒	
一〇二・五六二メートルの地点	十三号
標柱十三号から二一九度三七分二五秒	
八一・八八二メートルの地点	十四号
標柱十四号から二四八度三六分四六秒	
八四・八五六メートルの地点	十五号
標柱十五号から二九五度二八分一一秒	
八八・〇六三メートルの地点	十六号
標柱十六号から三二三度五九分三三秒	
六四・〇〇八メートルの地点	十七号

○国土交通省告示第四百七十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である一般社団法人宅建実務教育センターから登録講習機関の名称の変更の届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成三十年三月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録講習機関の名称の変更

変更前	一般社団法人宅建実務教育センター
変更後	一般社団法人ＴＡＫＫＹＯ

二　変更の年月日　平成三十年二月十九日

○気象庁告示第二号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月二十二日

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第18503号	電気式湿度計の感部（デジタル型のもの）ＨＳ－501	東京都目黒区自由が丘一丁目22番3号	株式会社日本エレクトリック・インスルメント	平成30年3月8日

気象庁長官　橋田　俊彦

○兵庫県公安委員会告示第八十七号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十二日

兵庫県公安委員会委員長　三宅　知行

一　名称　任侠山口組
二　主たる事務所の所在地　兵庫県尼崎市戸ノ内町三丁目三十二番六号
三　代表する者の氏名　金　禎紀
四　代表する者の住所　兵庫県神戸市長田区五番町三丁目五番地の七
五　指定番号　六三一八―一

○国土交通省告示第四百七十一号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関である一般社団法人宅建実務教育センターから登録実務講習実施機関の名称及び登録実務講習事務を行う事務所の名称を変更する届出があったので、同規則第十三条の三十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成三十年三月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録実務講習実施機関の名称及び登録実務講習事務を行う事務所の名称の変更

変更前	一般社団法人宅建実務教育センター
変更後	一般社団法人ＴＡＫＫＹＯ

二　変更の年月日　平成三十年二月十九日

国会事項

衆議院

質問書提出

三月十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

前川喜平前事務次官の授業内容の報告を文部科学省が求めたことに関する質問主意書（初鹿明博提出）

大臣、副大臣、大臣政務官、国会議員等の活動の記録と保存に関する質問主意書（城井崇提出）

前川前文部科学事務次官の授業録音請求事案に関する質問主意書（長妻昭提出）

野村不動産株式会社に対する特別指導の端緒や経緯及びその目的等に関する再質問主意書（山井和則提出）